

三重縣公報

第五千三百八十一號

昭和二十年十二月十五日

土 曜 日

告 示

●三重縣告示第五百八十七號
 左記ノ通港灣ノ區域ヲ縣費支辨ニ編入ス

昭和二十年十二月十五日

三重縣知事 小林 千秋

港灣名

區 域

桑名 港

住吉神社境内南東端ヲ中心トシテ二軒ノ半徑ヲ有スル圓
 ノ一孤内

松阪 港

坂内川右岸堤防末端ヲ中心トシテ三軒ノ半徑ヲ有スル圓
 内

鳥羽 港

答志島ノ最西端ヨリ日向島ノ最北端ニ引キタル一線ト同所
 ヲリ坂手島最東端ヲ經テ加布良古崎ニ引キタル一線トニ
 リテ圓マレタル區域

長島 港

海野南東端ヨリ大石島南端ニ引キタル一線ト該點ヨリ多田
 ケ瀬南西端ニ引キタル一線トニヨリテ圓マレタル區域

尾鷲 港

瀬木鼻東端ヨリ佐波留島南端ニ引キタル一線ト同島北端ヨ
 リ投石ノ外端ニ引キタル一線ト該點ヨリ尾鷲町、相賀町界
 ニ引キタル一線トニヨリテ圓マレタル區域

津 港

登臺ヲ中心トシテ四分ノ三海里ノ半徑ヲ有スル圓ノ一孤
 内

宇治山田港

縣道宇治山田神社港線終點ヲ中心トシテ三軒ノ半徑ヲ有ス
 ル圓内

千代崎港

金澤川右岸堤防末端ヲ中心トシテ一軒五ノ半徑ヲ有スル圓
 内

濱島港

濱島南東端ヲ中心トシテ一軒五ノ半徑ヲ有スル圓ノ一孤
 内

五ヶ所港

止ノ鼻東端ヨリ三崎西端ニ引キタル一線以內

木本港

鬼ヶ城最高地ヲ中心トシテ二軒ノ半徑ヲ有スル圓ノ一孤
 内

引本港

尾南曾鼻西端ヨリ佐波留島東端ニ引キタル一線ト同島北端
 ヲリ投石ノ外端ニ引キタル一線ト同所ヨリ尾鷲町、相賀町
 界ニ引キタル一線ト船津川左岸ノ船津村、相賀町界ヨリ北
 西ニ引キタル一線ト銚子川銚子橋トニヨリテ圓マレタル海
 面、河川水面、湖及池

廳中事項

●紋任辭令

昭和二十年十二月七日

上野市農地委員會長ニ選任ス

杉 森 万之輔

西 岡 康太郎

竹 澤 恒次郎

西 岡 康太郎

岡 田 定五郎

吉 藤 鹿五郎

佐 田 駒之助

西 久保六右エ門

(各通) 中井 勝次郎 大西 留吉 橋本 新吉
 西出 金五郎 中村 竹次郎 百中 竹松
 谷出 久次郎 須田 幾藏 坂本 兼藏
 福山 清一郎 中 源五郎
 上野市農地委員會委員ニ選任ス

桑名郡城南村農地委員會長ニ選任ス
 松岡 久治 笠井 庄三郎 太田 久一
 (各通) 寺崎 常七 安藤 新造 中山 長太郎
 後藤 佐次郎 丹羽 岩三

桑名郡城南村農地委員會委員ニ選任ス
 員辨郡治田村農地委員會長ニ選任ス
 太田 關次 服部 米吉 出口 保
 (各通) 出口 重太郎 井後 平太郎 出口 榮一
 伊藤 清太夫 前田 周市 新貝 春一

員辨郡治田村農地委員會委員ニ選任ス
 伊藤 昇 清水 甚一 小川 甚工門
 (各通) 日沖 源衛 石川 金太郎 門 藤仙一
 杉本 甚造 周本 市太郎

員辨郡梅戸井村農地委員會委員ニ選任ス
 伊藤 昇 清水 甚一 小川 甚工門
 (各通) 日沖 源衛 石川 金太郎 門 藤仙一
 佐藤 長吉

鈴鹿郡久間田村農地委員會長ニ選任ス
 久保田 八次郎 河北 武平
 (各通) 山中 幸治 井上 久治郎 竹田 辰己
 平井 勝 片岡 寅吉
 鈴鹿郡久間田村農地委員會委員ニ選任ス

安濃郡雲林院村農地委員會長ニ選任ス
 井川 瀧吉 松谷 治三郎 坂口 嘉之助
 (各通) 杉谷 孫太郎 杉谷 謙 松谷 宗平
 松本 勘吉 田中 勘次
 安濃郡雲林院村農地委員會委員ニ選任ス

一志郡宇氣郷村農地委員會長ニ選任ス
 中井 鉄藏 西山 彦一 藤後 忠右工門
 (各通) 上田 種次郎 大家 佳太郎 谷出 繁藏
 坂口 慶次 大森 林助

一志郡宇氣郷村農地委員會委員ニ選任ス
 多氣郡三瀬谷村農地委員會長ニ選任ス
 吉田 牛之助 足立 芳平 大瀧 九藏
 (各通) 中西 利市 大西 勝次郎 西岡 善次郎
 西村 武兵衛 北村 善太郎 堀川 晉助

多氣郡三瀬谷村農地委員會委員ニ選任ス
 山本 丈市 谷 義信

名賀郡神戸村農地委員會長ニ選任ス
 宮本 傳三郎 古川 清市郎 高岡 乙松
 (各通) 工藤 勝男 松本 定夫 福山 久右工門
 大北 房男 岡井 久郎

南牟婁郡尾呂志村農地委員會長ニ選任ス
 大前 正義 橋本 豊一 山田 保久
 (各通) 山田 俊太郎 上西 武千代 眞砂 豊
 古谷 重治 梶家 勘三

南牟婁郡尾呂志村農地委員會委員ニ選任ス
 昭和二十年十二月十日
 坂倉 半二郎 多田 元規
 (各通) 三重郡神前村農地委員會委員ニ選任ス
 三重郡三惠村農地委員會長ニ選任ス
 館 賢一 櫻井 一一 吉川 彌六
 (各通) 大森 種治郎 伊藤 義三郎 加藤 重三郎
 山本 重太郎 鈴木 新七
 三重郡三重村農地委員會委員ニ選任ス
 三重郡朝上村農地委員會長ニ選任ス
 諸岡 佐五郎 松永 傳左工門 中野 爲吉
 (各通) 内田 忠五郎 黒田 貞一 堀田 密郎

昭和二十年十二月十五日印刷發行
三重縣公報 (第三種郵便物認可)

津市桑町一丁目
三三九番地ノ二
津市廣明町一六一番地ノ二
三重縣印刷所
三三番地ノ二番地
印刷所

●地第一〇四九號

昭和二十年十二月十五日

三重縣內政部長

各 地方事務所長殿
各 市町村長殿

地域貯蓄組合ノ整備運営ニ關スル件

別途「割當貯蓄及組合貯蓄制度ニ關スル戦後措置要領」ニ依リ地域貯蓄組合及地域ヲ區域トスル各種ノ貯蓄組合(婦人團體、青少年、學生生徒、宗教團體、在郷軍人等ノ貯蓄組合)ノ措置等ニ關シ通牒致シタルモ尙之ニ關シテハ左記「地域組合貯蓄ノ組合貯蓄ニ非ザル長期貯蓄ヘノ組替ニ關スル件」及「地域貯蓄組合ノ運営指導ニ關スル件」御參照ノ上之ガ實施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度右通牒ス

記

地域組合貯蓄ノ組合貯蓄ニ非ザル長期貯蓄

ヘノ組替ニ關スル件

一 趣 旨

本措置ハ戰時中蓄積シ來レル地域組合貯蓄ヲ此ノ際組合貯蓄ヨリ解放シ貯蓄ハ自己ノ資産タルコト並ニ長期ニ互ル辛苦ノ結果ハ相當ノ額ニ達スルモノナルコトヲ意識セシメ以テ貯蓄者ノ氣分ヲ一轉シ戰時貯蓄ニ對シテ戰後貯蓄ニ再出發スルノ心構ヘヲ得シムル爲ニ

之ヲ講ズルモノナルコト從テ貯蓄組合ヲ解散シ或ハ組合ヨリ脱退セシムル爲ノ措置ニハ非ザルモノナルコト

二 組替ヘノ實行

長期貯蓄ヘノ組替ヘハ地域組合ノ幹旋ニ依ルコトトシ當該組合ノ代表者ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

此ノ場合混亂ヲ避クル爲地域組合ヲ中心トシテ町内會、部落會又ハ隣組毎ニ一定ノ時期ヲ調シ歩調ヲ合セテ之ヲ行ハシムルコト

三 組替フベキ金額

長期貯蓄ニ組替フベキ貯蓄額ハ戰時中蓄積シタル組合貯蓄全額ヲ建前トスルモ本手續實施ニ至ル迄ノ貯蓄額ヲ合マシムルモ差支ナキコト、但シ長期貯蓄ニ組替ヘ得ザル金額以下ノモノ或ハ利子ニ付テハ現金拂テ爲スモ差支ヘナキコト

尙手續ヲ簡易化スルタメ概算ヲ以テ組替ヲ行ヒ端數等ノ殘額ハ其ノ儘組合貯蓄トシテ存積セシムルヲ便トスベキ場合多カレベキコト(但シ整理後存積セザル組合及團體貯蓄ニ付テハ本方法ハ適當ニ非ズ)

四 組替先

長期貯蓄ニ組替フル場合ハ可及的組替ヘノ手續ヲ煩雜ナラシメザルト共ニ現金ノ授受セラルルヲ避クル爲從來ノ預入先ニ振替フルコトヲ原則トシ同一人又ハ同一家族ニ於テ其ノ預入先ニ二口以上預入シ居ル場合ニハ成ルベク之テ一口ノ長期貯蓄トナス機指導スルコト但シ特ニ事情アル場合ニ於テハ組合代表者ニ於テ關係貯蓄取扱機關ト相談ノ上從來ノ預入先ト異ル預入先ニ振替フルハ差支ヘナキモ此ノ場合現金ノ受渡ハ貯蓄組合ニ於テ之ヲ行フコトトシ直接貯蓄者ニ現金ヲ手交スルガ如クハ之ヲ避クルコト

五 其ノ他

1、各關係貯蓄取扱機關ノ手數容易ナラザルニ付事前ニ充分ナル連絡ヲ執リ各町内會、部落會ノ取扱順序ヲ定メ置ク等其ノ間難點ヲサザル措置スルコト

特ニ未端機關ニ對シ本取扱要領ヲ熟知セシムルニ努ムルコト

2、新證書又ハ新通帳交付迄ニハ相當ノ日時ヲ要スベク此ノ點豫メ取扱機關ト打合テ遂ゲテ貯蓄者ニ周知セシメ置クコト

3、長期貯蓄ニ紐替フル場合ハ預貯金通帳ニ其ノ旨ヲ記入整理シ引續キ該通帳ヲ使用シ得ル如ク措置スルコト

地域貯蓄組合ノ運営指導ニ關スル件

趣旨

今回各種貯蓄組合ガ地域組合ニ統合整備セラルルニ當リ自今之方運営指導ハ概ネ以下ニ依リ之ヲ行フモノトス

方針

一 地域組合ハ貯蓄組合ノ根幹トシテ之ヲ指導育成スルコトトシ之ガ運営ハ組合員ノ理解ニ基キテ自主的ニ行ハシムルガ如クスルコト
二 地域組合ハ之ヲシテ單ニ組合員ヨリ月々ノ貯蓄ヲ集金スルコトヲ以テ能事終レリトセシムベキニ非ズ物價昂騰、悪性インフレーション防止ニ對スル國民協力運動ノ中核體ヲラシムルコトヲ目途トシテ之ヲ育成スルコト

要領

一 地域組合ニハ當該區域ニ於ケル全世帯主ヲ洩レナク加入セシムルコトトシ組合ノ組織力ニ依リ自發的ニ一人ノ非協力者モナカラシムル如クスルコト

註 地域組合ヲシテ悪性インフレーション防止ノ協力體ヲラシムル見地ヨリ收入ナキ者ト雖必ズ組合ニ加入セシメ毎月ノ貯蓄額ニ於テ斟酌スルコト

二 本年度目標額ハ此ノ際自主的且應能均衡ヲ得シムルガ如ク改訂スルコトトシ之ガ爲概ネ左ノ如キ方法ニ依ルコト

(一) 目標額ハ地域組合ヲシテ自ラ樹立セシムルコト此ノ場合左ノ點ニ留意セシムルコト

(二) 從來ノ隣保消化並ニ特殊ノ貯蓄組合(婦人團體、青少年、宗教團體、在郷軍人等ノ貯蓄組合)ニ依リ貯蓄額ハ極力地域組合ノ目標額ニ包含セシムルコト但シ之ニ依リ地域組合ノ目標額ガ急激ニ増加スル場合ハ之ガ激増ヲ緩和スルコト

(三) 當該地域ニ於ケル人口ノ異動、所得ノ變化等ヲ充分考慮スルコト

(四) 他地域組合ノ目標額ト均衡ヲ得ル如クスルコト

(五) 一應組合員各個人ノ創意ニ依リ各自ノ妥當ト認ムル貯蓄額ヲ組合ニ申出アシムルコト

(六) 地域組合ノ年度内ノ目標額ハ一定スベキモ各月ノ目標額ハ相當ノ凹凸アルモ差支ヘナキコト

(七) 組合ノ樹立セル目標額ト組合員ノ申出額ノ合計額ト合致スル如クセシムルコト此ノ場合左ノ點ニ留意セシムルコト

(八) 組合員ノ申出額ニ付テハ充分檢討ヲ加ヘ出來得ル限り各個人間ノ均衡ヲ得ル如クスルコト

(九) 組合員等收入ナキ者ノ毎月ノ貯蓄額ニ付テハ充分考慮スルコト

ノ趣旨ト特典トヲ理解セシメ進ンテ組合貯蓄ヲ勵行スルガ如キ氣運ノ養成ニ努ムルコト

四 此ノ機會ニ於テ地域貯蓄組合ノ行フ貯蓄ノ種類ハ出來得ル限り之ヲ簡素化シ組合ノ事務負擔軽減ニ資スルコト

五 貯蓄指導員制度ヲ一段ト強化シ其ノ受持地域内ノ組合ノ圓滑ナル運営ニ付テハ絕對ニ責任ヲ持タシムルコトトシ且組合ノ事務的指導ヲ積極的ニ行ハシメ場合ニ依リテハ之ヲ代行セシムルコト

六 組合ニ對スル指導推進並ニ其ノ運営ハ之ヲ劃一的ニ實施スルコトナク個々ノ組合ノ實情ニ應ズル適切ナル方法ニ依リ之ヲ行ヒ以テ效果ノ萬全ヲ期スルコト

七 各種貯蓄取扱機關ヲシテ地域貯蓄組合方面ニ特ニ積極的ニ活動セシムルコト共ニ特別ナル便宜ヲモ考慮セシムルコト

八 自主的ニ改訂樹立シタル地域貯蓄組合ノ目標額ハ市町村毎ニ地方事務所ヲ經由シテ速ニ縣へ報告スルコト

(一) 各個人ノ職域ニ於ケル組合貯蓄額ヲ考慮シ地域組合ニ於ケル貯蓄額ニ或ル程度ノ斟酌ヲ加フルコト

(二) 貯蓄額ノ申出ナキ組合員ニ對シテハ地域組合ニ於テ妥當ト認ムル貯蓄額ヲ示シ本人ノ納得ヲ得ルコト

(三) 組合ノ樹立セル目標額ニ比シ組合員ノ申出ノ合計額ガ著シク低額ナル場合ハ組合員ニ對シ他地域組合ニ於ケル個人ノ目標額及他地域組合自體ノ目標額ト均衡ノ點等ヲ説明シテ納得セシメ各個人申出額ヲ修正スルコト

又特ニ事情アレ場合(例ヘバ職域ニ於ケル貯蓄者多數ナルトキ)ハ一應樹立セル組合ノ目標額ヲ修正スルコト

(四) 目標額ヲ樹立セザル地域組合及目標額ヲ著シク低額ニ樹立シタル地域組合ノ目標額ハ市町村ニ於テ或ハ之ヲ指示シ或ハ之ヲ増額セシムルコト此ノ場合左ノ點ニ留意スルコト

(五) 指示シ又ハ増額セシムル場合ハ當該地域組合ノ意見ヲ徵シ或ハ他地域組合ノ目標額ト均衡ヲ得ル如ク考慮シテ之ヲ決定スルコト

(六) 能フレバ市町村ニ貯蓄委員(假稱)ノ如キ制度ヲ設ケ其ノ意見ヲ徵シテ之ヲ決定スルコトモ一方法ナルコト

(七) 市町村ノ目標額ハ從來ノ實績、人口ノ異動、資金撤布狀況ノ變動等ヲ勘案シ一應獨自ノ見地ヨリ樹立スルモ其ノ目標額著シク低額ニ失シ他ノ市町村トノ應能均衡ヲ失スルモノト認メラルル場合ハ地方事務所長ニ於テ實情ヲ勘案シタル上之ヲ調整スルコト

三 組合貯蓄ノ拂出ニ付テハ從來ノ制限ヲ出來得ル限り緩和シ組合員ヲシテ組合貯蓄ガ自己ノ資産タルノ認識ヲ深カラシムルコト共ニ制度

三 組合貯蓄ノ拂出ニ付テハ從來ノ制限ヲ出來得ル限り緩和シ組合員ヲシテ組合貯蓄ガ自己ノ資産タルノ認識ヲ深カラシムルコト共ニ制度

三 組合貯蓄ノ拂出ニ付テハ從來ノ制限ヲ出來得ル限り緩和シ組合員ヲシテ組合貯蓄ガ自己ノ資産タルノ認識ヲ深カラシムルコト共ニ制度

三 組合貯蓄ノ拂出ニ付テハ從來ノ制限ヲ出來得ル限り緩和シ組合員ヲシテ組合貯蓄ガ自己ノ資産タルノ認識ヲ深カラシムルコト共ニ制度

●地第一〇五〇號

昭和二十年十二月十五日

三重縣內政部長

各 地方事務所長殿
各 市町村長殿

割當貯蓄及組合貯蓄制度ニ關スル
戦後措置要領ニ關スル件

標題ノ件ニ關シテハ曩ニ貯蓄指導者協議懇談會ニ於テ
概要指示シタル處左記要領ニ依リ之ヲ年末ニ於ケル運
動ニ採入レテ實施スルコトトシ以テ貯蓄者ノ氣分ヲ轉
換スルト共ニ今後ニ於ケル組合貯蓄ノ增強ニ資スル様
致度右通牒ス

記
割當貯蓄及組合貯蓄制度ニ關スル戦後措置要領

一 趣旨

現行割當貯蓄及組合貯蓄制度中ニハ相當部分ノ整理統合ヲ要スルモノ
ヲ包含シ居ルモノト認メラルル處之ニ急激ナル變革ヲ加フルコトハ貯
蓄増強上却ツテ逆效果ヲ招クノ虞尠カラズ他面此ノ際貯蓄者ノ氣分ヲ
轉換シ新出發ヲ爲サシムルヲ必要ト認メラルルヲ以テ差當リ左ノ措置
ヲ講ズルモノトス

(一) 組合貯蓄

(4) 戦時中蓄積シ來レル地域貯蓄組合及地域ヲ區域トスル各種ノ貯
蓄組合(婦人團體、青少年、學生生徒、宗教團體、在郷軍人等ノ
貯蓄組合)ノ貯蓄ハ貯蓄者ノ希望ニ依リ之ヲ組合貯蓄ヨリ除外シ
テ左ノ何レカノ貯蓄ニ組替ヘシムルコト

1、郵便貯金ノ内定期貯金、据置貯金
2、銀行預金ノ内定期預金及据置貯金(契約期間一年以上ノモノ
又ハ契約ノ更新ニ依リ一年以上ノ期間繼續スベキコトヲ約シタ
ルモノ)

3、市街地雇用組合貯金、産業組合貯金又ハ市町村農業會貯金ノ
内定期預金及据置貯金(契約期間一年以上ノモノ又ハ契約ノ更
新ニ依リ一年以上ノ期間繼續スベキコトヲ約シタルモノ)

(4) 措置ニ依リ組合貯蓄ヨリ除外セララルル結果貯蓄者ハ概ネ一
年後ニハ總テ自由ニ拂出シ得ルコト

(註)此ノ場合利子ニ對スル所得稅非課稅ノ取扱ハ之ヲ受ケ得ザル
コトトナルニ付注意スルコト

(2) 左ノ貯蓄方法ニ依ル地域貯蓄組合及地域ヲ區域トスル貯蓄組合
ノ組合貯蓄モ貯蓄者ノ希望アル場合ニハ此ノ際之ヲ組合貯蓄ヨリ
除外スルヲ得ルコト

1、(4)ノ1、2、3、ニ該當スルモノ

2、郵便年金、簡易生命保險

3、金錢信託

4、無 盡

5、生命保險

6、國債、債券、地方債、社債、外國有價證券

(註)此ノ場合1、3、及6ノ子ニ對スル所得稅非課稅ノ取扱ハ之ヲ受ケ得ザルコトナルニ付注意スルコト

(一) 本措置實施ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト
1、長期貯蓄ヘノ組替ハハ當該貯蓄組合ノ代表者ノ斡旋ニ依リ之ヲ行ハシムルコト

2、長期貯蓄ニ組替ヘシムルベキ貯蓄額ハ終職迄ニ蓄積セル組合貯蓄金額ヲ建前トスルモ本手續實施ニ至ル迄ノ貯蓄額ヲ含マシムルモ差支ヘナキコト但シ(1)ノ1、2、3、ノ貯蓄ニ爲シ得ザル金額或ハ利子ニ付テハ現金拂ヲ爲スモ差支ヘナキコト

3、長期貯蓄ニ組替ヘシムル場合ハ特別ノ事情ナキ限り預入先ニ於テ夫々之ヲ組替フルヲ建前トスルコト但シ同一預入先ニ同一人又ハ同一家族ノ組合貯蓄ニ口以上アル場合ハ成ルベク之ヲ一括シテ一口ノ長期貯蓄ニ組替フル如ク指導スルコト

(註)1、本措置ハ地域貯蓄組合及地域ヲ區域トスル貯蓄組合ヲ對象トシテ實施スルヲ主眼トスルモノナルガ貯蓄者ヨリ強テ希望アル場合ニ於テハ職域貯蓄組合及業域貯蓄組合ノ貯蓄ニ付テモ本措置ニ準ジ之ヲ取扱ハシメ支障ナキコト但シ彼此ノ統合ハ之ヲ避クルコト

2、預金者貯蓄組合及高額所得者貯蓄組合ノ貯蓄ニ付テハ別途ノ措置ヲ講ズルニ付差當リ本取扱ヨリ之ヲ除外スルコト

(二) 國債貯金

(4) 國債貯金規則ハ近ク廢止スル豫定ナルヲ以テ戰時中蓄積シ來レ

ル國債貯金(職域、十條ノ二關係等一切ノモノヲ含ム)ハ全面的ニ之ヲ(1)(4)ニ列舉セル長期貯蓄ニ組替ヘシムル様指導スルコト

(一) 組替ヘノ要領ハ概ネ組合貯蓄ノ措置ニ準ズルコト
(二) 組合貯蓄及國債貯金ヲ長期貯蓄ニ組替ヘシムル場合ハ相當ノ手数料時日トテ要スベキニ付各地方ニ於ケル貯蓄取扱機關ト充分ナル打合せヲ遂ゲ圓滑ニ進捗セシムル如ク措置スルコト

三 其ノ他
(一) 新ニ發足スル貯蓄組合ノ貯蓄引出ニ對スル組合長ノ承認ハ相當ノ事由アル場合ハ簡易敏捷ニ之ヲ與フルコトトシ以テ組合員ヲシテ組合貯蓄ガ自己ノ資産ニ非ザルガ如キ觀念ヲ拂拭スルニ努ムルコト

(二) 從來地域ニ對シテハ國債、債券ノ購保消化ト地域貯蓄組合貯蓄ノ二本建ヲ以テ指導推進シ來レルモ今後ハ之ヲ單一化シ購保消化額ニ相當スル金額ハ之ヲ地域貯蓄、組合貯蓄ノ金額中ニ包含セシムル様努ムルコト此ノ場合地域貯蓄組合ノ貯蓄額ガ急激ニ増加スル場合ニハ増加ヲ緩和セシムルコト必要ナルベキコト

尙地域組合ニ對シテハ人口ノ移動、所得ノ激變、物價高等ノ事情ヲ勘案シ此ノ際新タナル見地ヨリ毎月ノ貯蓄額ヲ是正樹立セシムル様指導スルコト

地域組合ノ目標額及各個ノ應能ノ實踐額ハ能フ限り貯蓄委員(假稱)ノ如キ制度ヲ設ケ貯蓄者ノ意見ヲ尊重シ以テ自主的ニ之ヲ決定セシムルニ努ムルコト

(三) 今後ノ組合貯蓄ノ推進ハ當分其ノ重點ヲ地域組合及職域貯蓄ニ集域組合ニ置クコト

●厚第一七六四號

昭和二十年十二月十五日

三重縣 內政部長

各 地方事務所長殿

各國民健康保險組合理事長殿(代行政法人ヲ含ム)

國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用

ノ額ノ算定方法中改正ノ件

標題ノ件本年十一月二十四日厚生省告示第百二十五號ヲ以テ別記ノ通改正シ昭和二十年十月一日ヨリ之ヲ適用セラルルコトトナリタルニ付御了知ノ上診療報酬支拂上遺漏ナキヲ期セラレ度右通牒ス

追テ今回ノ改正要點ハ左記ノ通ニ付念ノ爲申添フ

記

一 一點ノ單價ヲ三十五錢ニ引上ク

甲地、乙地、丙地ノ區分ヲ廢シ全國同額トナル

二 注射料ノ項中特種注射料ノ點數ヲ約倍數ニ改ム

三 齒科診療報酬點數ノ單價ヲ普通醫同額ノ三十五錢ニ引上ゲ其ノ點數表ヲ全面的ニ改正ス

別記

厚生省告示第百二十五號

昭和十八年二月厚生省告示第六十六號健康保險及船員保險ノ療養ニ要ス

ル費用並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法中左ノ通改正シ昭和二十年十月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年十一月二十四日

厚生大臣 芦 田 均

第一號第一項ヲ左ノ如ク改ム

醫師及齒科醫師タル保險醫ニ就キ療養ノ給付又ハ療養ヲ受クル場合ハ別表ノ診療報酬點數表及齒科診療報酬點數表ニ基キ一點ノ單價ヲ三十五錢トシテ之ヲ算定ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(警視總監ヲ含ム)ハ都道府縣醫師會會長又ハ都道府縣齒科醫師會會長ノ意見ヲ聽キ厚生大臣ノ承認ヲ得テ一點ノ單價ヲ別ニ定ムルコトヲ得

第二號及備考ヲ削リ第三號及第四號ヲ各第二號及第三號トス

別表診療報酬點數表ノ注射料ノ項中

「リソゲル液生理的食鹽水注射」

イ 三〇〇迄 一〇點

ロ 五〇〇迄 一五點

ハ 一〇〇〇迄 二〇點

「リソゲル液、葡萄糖液、生理的食鹽水注射」

イ 三〇〇迄 二五點

ロ 五〇〇迄 三〇點

「アルゼノベンツォール注射

イ 一 號 一〇點

ロ 二 號 一五點

ハ 三 號 二〇點

ニ 四、五、六號 二五點」テ

「アルゼノベンツォール注射

イ 一 號 二〇點

ロ 二 號 二五點

ハ 三 號 三〇點

ニ 四、五、六號 三五點」ニ

「チフテリア血清注射

イ 一、五〇〇單位迄 一〇點

ロ 二、五〇〇單位迄 一五點

ハ 三、五〇〇單位迄 二〇點

ニ 四、五〇〇單位迄 二五點

ホ 五、〇〇〇單位迄 三〇點

「チフテリア血清注射

イ 一、五〇〇單位迄 二〇點

ロ 二、五〇〇單位迄 二五點

ハ 三、五〇〇單位迄 三〇點

註三、五〇〇單位以上ハ五〇〇單位ヲ増ス毎ニ五點ヲ加算ス」ニ

「破傷風血清注射

イ 一 號 一〇點

ロ 二 號 三五點」テ

「破傷風血清注射

イ 一 號 二〇點

ロ 二 號 五〇點」ニ改ム

齒科診療報酬點數表

初診 二點

一 傷病診療中他ノ傷病發生スルモ初診料ハ請求スルコトヲ得ズ

二 第一回ノ初診日ヨリ三十日以内ニ於テ二回以上ノ初診アルモ第二回以後ノ初診料ハ請求スルコトヲ得ズ

往診 五點

一 片道半里ヲ超ユル場合ハ半里又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ五點ヲ加フ

二 診療時間一時間ヲ超ユル場合ハ一時間毎ニ四點ヲ加フ

三 同一家庭ニ二人以上ノ患者アル場合ハ主タル患者以外ノ診療者一人ニ付一點宛テ請求スルコトヲ得

四 片道四里以上ノ距離若ハ海路ニ依ル往診料ニシテ特殊ノ事情アル場合ハ其ノ地域ニ對スル往診料ニ關シ地方長官(警視總監ヲ含ム)ハ

都道府縣齒科醫師會長ノ意見ヲ聽キ別段ノ定メ爲スコトヲ得

五 續イテ二月以上ノ往診ヲ爲ス場合ノ往診料計算ハ往診順位第二位以下ノ分ハ當該保險醫ノ病院又ハ診療所所在地ヲ起點トセズ各先順

位ノ患者ヲ起點トシ之ヲ計算スルモノトス

六 夜間、難路、暴風雨雪時ノ往診ハ各十割増トス

註一 自己ノ表示スル診療時間外ノ初診料ハ一點ヲ加算請求スルコトヲ得

二 往診ニ要シタル車馬賃ハ患者ノ負擔トス

文 書 料

處方箋 五點

檢 査 料 (同一ノ材料又ハ同一系統ノ檢査ヲ行ヒタル場合ノ採取料ハ一件分ノミテ請求スルコトトシ檢査料ハ其等ヲ加算請求スルコトヲ得)

探 取 料 檢 査 料

ツベルクリン皮内反應檢査 二點

赤血球沈降速度測定 二點

微毒血液反應檢査 二點

(4) 補體結合反應檢査(ワツセルマン氏) 二點

(4) 沈降反應檢査(ザツクス・ゲオルギ氏) 二點

註 (4)ニハ必ズ(4)ノ反應以上ヲ併施スルコトトシ(4)ハ己ムヲ得ザル事情ニヨリ(4)ノ實施シ難キ場合ニ限ル

血液理化學的檢査 三點

血色素測定 一〇點

血液型檢査 二點

血球計算 三點

血球像檢査 四點

尿化學的檢査 四點

定量 (1) 糖、鹽素 一點

(2) 蛋白質 一點

滲出物分泌物質檢査內容等檢査 三點

細菌學的培養檢査 一五點

組織顯微鏡的檢査 一〇點

齒髓電氣檢査(一回ニ付) 三點

レントゲン撮影

齒科用標準型 七點

齒科用咬合型 二點

カビネ型 二〇點

注 射 料

皮下筋内靜脈内注射 別ニ之ヲ定ム

リンゲル液、葡萄糖液、生理的食鹽水注射 (1) 三〇〇cc迄 二五點

(2) 五〇〇cc迄 三〇點

局所麻酔 三點

(1) 傳達麻酔 二點

(2) 浸潤麻酔 二點

血液注射(皮下又ハ筋肉ノ場合) (1) 一〇cc以上 五點

(2) 五〇cc以上 一〇點

藥 治 料

内 用 藥 一 點

(1) 内服藥(一劑一日分) 〇、五點

(2) 頓服藥(一回分) 〇、五點

(3) 特殊内服藥 別ニ之ヲ定ム

(4) 特殊頓服藥 別ニ之ヲ定ム

註 内服藥又ハ特殊頓服藥ニシテ一日一劑ノ割ニ投與セシ場合ハ所定點數ニ其ノ三割ヲ加算請求スルコトヲ得

外 用 藥

① 含嗽薬(四〇〇五ニ付)	一點
② 暴法薬(四〇〇五ニ付)	一點
齒牙疾患ニ於ケル處置	
① 普通處置(一齒一回ニ付)	二點
貼薬、假封、根管ノ治療、患齒ニ基因スル齒根病竝ニ齒根膜炎及口腔内ノ瘻孔ノ處置等	
② 抜髓處置(一齒ニ付)	三點
③ 齒髓切断處置(一齒ニ付)	三點
④ 根管充填(一齒ニ付)	三點
智齒周圍炎ニ於ケル處置(一齒一回ニ付)	二點
貼薬、紗布及齒槽骨炎ノ處置	
齒齦炎ニ於ケル處置(一顎一回ニ付)	二點
口内炎、舌炎ニ於ケル處置(一回ニ付)	二點
外科後處置	
① 洗滌紗布(口腔内消炎手術後處置程度ノモノ)	二點
② タンポン交換(前記以外ノタンポン交換)	二點
③ 其ノ他(骨髓炎、骨膜炎、蜂窩織炎ノ後處置ノ場合)	三點
齒槽膿漏ニ於ケル處置(一顎一回ニ付)	二點
齒石除去ニ於ケル處置(一顎ニ付)	五點
一般處置	
① 洗 腸	二點
② 高位洗腸	一〇點
③ 洗 腸	三點

① 注 射 薬	三點
② 鼻腔藥	五點
③ 榮養洗腸	五點
④ 吸 入	一點
⑤ 酸素吸入(五〇〇立ニ付)	一五點
⑥ 腰推穿刺	一五點
⑦ 理學的療法科	
チアテルミー治療	二點
超短波治療	二點
長波治療	二點
赤外線治療	二點
紫外線治療	二點
限界線(マツキ線)治療(每一〇〇r)	五點
レントゲン線皮膚治療(レントゲン管電壓十三萬ボルト以下)(每一〇〇r)	五點
レントゲン線深部治療(レントゲン管電壓十三萬五千ボルト以上)	一〇點
金屬濾過ニヨル均等レントゲン線ヲ以テスルモノ(每一〇〇r)	五點
ラヂウム貼布治療(每一〇〇毫時)	一五點
ラヂウム照射治療(埋没治療ヲ含ム)每一〇〇毫時	一五點
無 填 料	
裏裝及隔壁ヲ含ム(一齒ニ付)	七點
アマルガム充填	五點
セメント充填	五點
鑲嵌料(一齒ニ付)	三五點

補 綴 料	
ゴム床義齒(一床一齒ニ付)	一二點
一齒ヲ増ス毎ニ	五點
合成樹脂床義齒(一床一齒ニ付)	一三點
一齒ヲ増ス毎ニ	六點
白色ゴム床(一個ニ付)	二點
銀合金床(一個ニ付)	一〇點
白齒金冠、白齒代用金屬冠(一齒ニ付)	一二五點
① 金 大 白 齒	一〇〇點
② 金 小 白 齒	四五點
③ 銀パラチウム合金 大 白 齒	四七點
④ 銀パラチウム合金 小 白 齒	三七點
⑤ 銀合金 大 白 齒	三七點
⑥ 銀合金 小 白 齒	三二點
⑦ 白齒代用金屬齒(一個ニ付)	三〇點
⑧ 銀パラチウム合金	二二點
⑨ 金 鈎	二二點
⑩ 不銹鋼鈎	五點
⑪ 陶冠冠縁續商(一齒ニ付)	三五點
⑫ 前齒支臺金冠前齒金冠(一齒ニ付)	七〇點
⑬ 前齒支臺代用金屬冠、前齒代用金屬冠(一齒ニ付)	三二點
⑭ 銀パラチウム合金	二七點

架工齒(一齒ニ付)	九〇點
① 金裏裝	四五點
② 銀パラチウム合金裏裝	三七點
③ 銀合金裏裝	三三點
口蓋補綴、顎骨補綴ハ別ニ之ヲ定ム	
補綴修理竝ニ脫離装着料	
義齒修理	
① ゴム床義齒修理	一二點
② 床破損シタル場合	五點
③ 陶冠再使用ノ場合(一齒ニ付)	三點
④ 一齒ヲ増ス毎ニ	三點
⑤ 合成樹脂床修理	一三點
⑥ 床破損シタル場合	五點
⑦ 陶冠再使用ノ場合(一齒ニ付)	三點
⑧ 一齒ヲ増ス毎ニ	三點
⑨ 金冠竝ニ代用金屬冠修理(一齒ニ付)	三〇點
⑩ 金 冠	一〇點
⑪ 銀パラチウム合金冠	九點
⑫ 銀合金冠	七點
⑬ 金鈎竝ニ代用金屬鈎修理(一個ニ付)	二點
⑭ 金 鈎	七點
⑮ 不銹鋼鈎	二點
⑯ 脫離金冠代用金屬冠装着(一齒ニ付)	四點

(5) 代用金屬冠

脫離繼續齒裝着(一齒ニ付) 四點

脫離鑲嵌裝着(一齒ニ付) 四點

手術料

救急ノ爲自己ノ表示スル診療時間外ニ行ヒタル手術料ハ所定點數ニ其ノ二割ヲ加算請求スルコトヲ得但シ施行セシ主タル手術ノ所定點數ガ一〇〇點以上ナル場合ニ限ル

拔牙 齒 ヲ附隨スル麻酔及當日ニ於ケル前後ノ處置ヲ含ム(一齒ニ付) 五點

(1) 日 齒 五點

(2) 前 齒 四點

(3) 埋伏智齒 一五點

口腔内消炎手術 三點

(4) 限局(齒齦膿瘍、骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍ノ切) 三點

(5) 廣汎(骨髄炎、骨膜炎等) 二二點

口腔外消炎手術(皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 四五點

顎骨腫瘍手術(齒根囊腫、膿腫、齒牙膿腫、齒齦腫) 四五點

顎骨骨折手術(縫合手術ヲ含ム) 一〇〇點

齒根切除手術 六〇點

齒槽膿漏ニ於ケル齒齦瘻管切除手術(一回ニ付) 一五點

齒槽膿漏ニ於ケル「ノイマン」氏法等特殊手術(一回ニ付) 三五點

下顎骨脫臼整復術 六點

處置又ハ手術ニ伴ヒ綴帶材料ヲ要シタルトキハ左ニ依リ處置料又ハ手術

料ニ加算スルモノトス

(1) 簡易ナルモノ 二點

(2) 三角巾ヲ使用スルモノ 四點

(3) 卷軸帶ヲ使用スルモノ 五點

輸血術(血液型検査、簡易微毒血液検査ヲ含ム)

(4) 百cc以上(十歳未満ノ小兒ニ在リテハ五十cc以上) 六〇點

(5) 但シ第二回五十點第三回以降四十點トス 三〇點

(6) 五十cc以上 二〇點

(7) 十cc以上 一五點

入院料 (一日ニ付) 一五點

註一 齒科診療報酬點數表ノ區分ニ依リ三點以上ノモノニ付テハ入院料以外ニ請求スルコトヲ得但シ特殊頓服藥ニ在リテハ三點未満ノ場合ト雖モ別ニ請求スルコトヲ得

二 生母入院セル爲之ト共ニ乳兒已ムヲ得ズ在院セシ際其ノ介補ヲ爲シタル場合乳兒介補料トシテ一日ニ付三點ヲ加フ但シ生後一ケ年以内ニ限ル

三 療養上米ヲ使用シタルトキハ一貫匁目ニ付一點ヲ加フ

四 北海道等ニ於テハ冬期薪炭料一日ニ付一點ヲ加フ但シ薪炭料ヲ請求シ得ル期間ハ前年十一月ヨリ翌年四月迄トス

備考

一 本表ニ記載ナキモノ又ハ本表ニ記載アルモノ之ニ據リ難キモノニ付テハ其ノ都度厚生大臣之ヲ定ム

二 診療料手術料及入院料ニ付特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(警視總監ヲ含ム)ハ都道府縣齒科醫師會長ノ意見ヲ聽キ其ノ點數ヲ別ニ定ムルコトヲ得